

商品概要説明書

年金受給者向け定期積金＜目標式＞

(2025 年 4 月 1 日現在)

商 品 名 (愛称)	・年金受給者向け定期積金＜目標式＞ (愛称：ゆうゆう定積)
ご利用いただける方	・個人のみ (公的年金等の受取口座を当 J A に指定している年金受給者、ならびに当 J A 口座に指定を予約 (年金請求書または、年金受給権者受取金融機関変更届の提出など) する取引先)
期 間	・2 年、3 年、4 年、5 年
払込方法 (1) 払込方法	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。(初回で掛金を調整)
(2) 払込金額	・掛込周期は 1 か月または 2 か月のいずれかとします。
(3) 払込単位	・預入時のお申し出により、最大 6 回まで増額月を設定できます。 なお、2021 年 10 月 1 日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。
払戻方法	・1 回あたり 1,000 円以上 (原則として、お受取りになる 1 回あたりの年金額の範囲内)
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・1 円単位 ・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
手 数 料	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。
付加できる特約事項	・満期日以後に一括して支払います。
中途解約時の取扱い	・計算単位を 1 円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。
貯金保険制度 (公的制度)	・20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
	・金利 (約定利回り) については、窓口にお問い合わせください。
	—
	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第 4 位以下切捨て) により計算した利息相当額とともに払い戻します。
	(1) 初回掛込日から解約日までの期間が 1 年未満の場合 解約日における普通貯金利率
	(2) 初回掛込日から解約日までの期間が 1 年以上の場合 契約時の約定利回り × 60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
	・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融共済部（電話：０５６８－４７－５６１８）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会本会（電話：０５２－２０３－１７７７） 愛知県弁護士会西三河支部（電話：０５６４－５４－９４４９）
その他参考となる 事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べるか、または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ尾張中央